

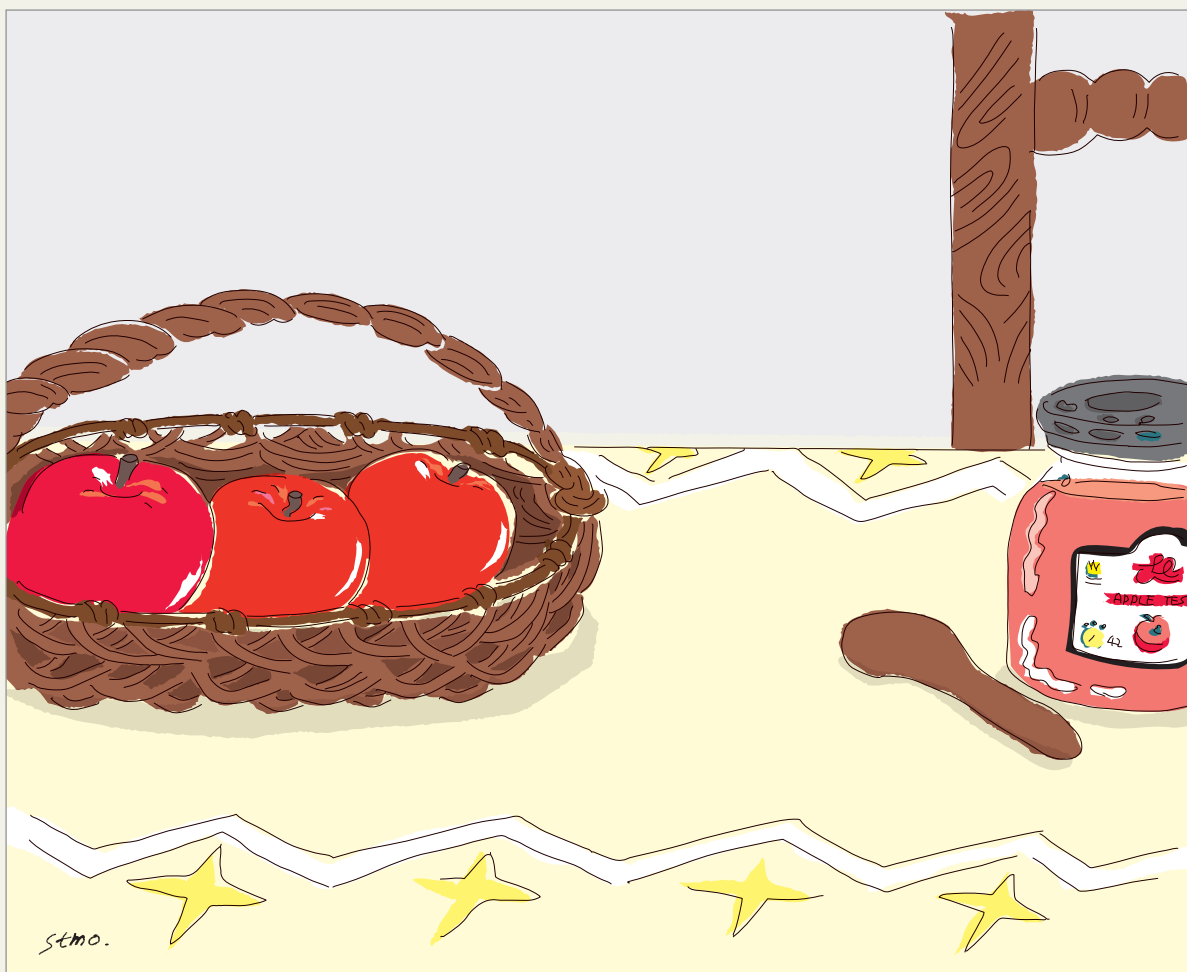
LIBRA

2023年 11 月号

〈特集〉

弁護士会の国際活動

—国際法曹団体、海外弁護士会との外交及び法的知見の交換—





リブラギャラリー

グランドキャニオン

グランドキャニオンは、大規模な地殻変動により土地が隆起して、地層がさらにコロラド川に侵食されたものだといえます。この写真は、ヘリコプターからグランドキャニオンを見下ろしたときの景色を収めたものです。ヘリコプターに乗ったり、崖の一端に立ったりすることで、その壮大さや自然が作り出す美しさを肌で感じました。

会員 古橋 夏樹 (71期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2023年11月号

特 集

02 弁護士会の国際活動

—国際法曹団体、海外弁護士会との外交及び法的知見の交換—

- | | |
|---|------|
| 1 弁護士会の国際活動の概要 | 樋口一磨 |
| 2 LAWASIAとの関係強化及びその施策について
—各国データ保護法を題材とするセミナー共催— | 三好 慶 |
| 3 Lahore (Pakistan) 弁護士会の東弁への表敬訪問
—災害への法的支援、ハーグ条約等の家族法に関するセッション— | 山原英治 |
| 4 ABA・東弁共催イベントを振り返って | 広瀬元康 |

連 載 等

- 17 理事者室から
東弁創立150周年に向けて 山本昌平
- 18 常議員会報告 (2023年度 第5回)
- 19 東京弁護士会市民会議
第55回 2030年 求められる弁護士像、東京弁護士会～ITの活用を中心に～
- 20 人権問題最前線
第23回 自殺対策事業について 高井健太郎
- 21 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第20回 東京弁護士会の分裂 長和竜平
- 22 経験者に聞く弁護士任官～弁護士任官制度20周年を迎えて～
第4回 裁判官という仕事の面白み、自由と責任 清野英之
- 24 消費者問題の最前線
第9回 「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」について 山本瑞貴
- 26 カーボン・クレジット大づかみ
第2回 日本におけるCO2排出量削減のための制度 山崎ふみ
- 29 役立つ!会務活動
vol.11 経営でも役立つ!
若手会員総合支援センター開業・就業支援部会のご紹介 角 学
- 30 わたしの修習時代
最後の2年修習 52期 古椎庸文
- 31 75期リレーエッセイ
弁護士生活1年目を振り返って 森田啓正
- 32 心に残る映画
『ソウルフル・ワールド』 嘉数英恵
- 33 コーヒーブレイク
君たちはどう生きるか、、答えはまだまだ見つからない 早川賢人
- 38 インフォメーション

弁護士会の国際活動

— 国際法曹団体、海外弁護士会との外交及び法的知見の交換 —

果てしなく広がる法律問題のグローバル化。国際委員会は、当会の国際活動を担うべく活発にセミナーを開催するなど、積極的に他国の弁護士や法曹関係者との交流に努めています。2022年9月には228名という多数の受講者を集め、アジア太平洋地域の法律家で構成するLAWASIAとの間で、各国のデータ保護法を題材とするセミナー（ウェビナー形式）を共催しました。

今年に入り、パキスタンのラホール弁護士会との交流では、「夫が3回離婚を宣言すると離婚が成立する場合がある」との貴重な情報がもたらされたり、米国法曹協会（ABA）との共催イベントでは、弁護士をはじめ法曹関係者が抱える過労やストレスの深刻化など、日本の法曹界とも共通する問題が紹介されたりしています。

国境を越え、驚きと共感に満ちた弁護士・弁護士会の交流の成果を、ぜひご一読ください。

LIBRA編集会議 坂 仁根

CONTENTS

- | | |
|---|-----|
| 1 弁護士会の国際活動の概要 | 2頁 |
| 2 LAWASIA との関係強化及びその施策について | 5頁 |
| — 各国データ保護法を題材とするセミナー共催 — | |
| 3 Lahore (Pakistan) 弁護士会の東弁への表敬訪問 | 11頁 |
| — 災害への法的支援、ハーグ条約等の家族法に関するセッション — | |
| 4 ABA・東弁共催イベントを振り返って | 14頁 |

1 弁護士会の国際活動の概要

国際委員会委員長 樋口 一磨 (56期)



1 国際活動の目的

当会では、国際委員会を主な窓口として様々な国際活動を行っているが、その目的は、当会の国際社会におけるプレゼンスを高めると同時に、会員に対して他国の法制度や実務についての情報の提供、他

国の弁護士との交流の機会等を設け、会員の国際的素養の向上と業務拡大に資することと考えている。国際活動は、日弁連においても積極的に行われているが、東京にあって会員数が最大の単位会である当会として、独自に国際活動を行う意義は大きい。

2 国際的な法曹団体における活動

当会は、以下の国際法曹団体の会員であり、それらの年次大会を中心に国際委員会委員を派遣している。派遣された委員は、交流のある他の弁護士会メンバーと親交を深め、セッション等で得られた知見を会全体に還元している。

International Bar Association (IBA・国際法曹協会) は、約170か国から約190の弁護士会と約80,000名の弁護士が加盟する、世界最大の法曹団体であり、その年次大会には世界各地から5,000名を超える弁護士が参加する。

International Association of Lawyers (UIA・国際弁護士連盟) は、約110か国からのメンバーが加盟する法曹団体であり、参加者は欧州の弁護士が多い。

LAWASIA (ローエイシア) は、約40の国からのメンバーが加盟するアジア中心の法曹団体であり、弁護士だけでなく裁判官や学者の参加者も見受けられるのが特徴である。UIAとLAWASIAのイベント参加者は、年次大会でも数百名であり、IBAに比べて小規模である。

これらの団体が東京でイベントを企画する際は、当会も積極的に関与している。例えば、IBAが東京で年次大会を開催した2014年には、当会にてランチ交流会を主宰し、本会議に参加していない会員にも参加の機会を提供した。コロナ禍では、LAWASIAと後述する共同セミナーをオンラインで開催した。来る2024年3月には、UIAが東京にてGoverning Board Meeting (理事会会議) の開催を予定しており、当会としてはその機会を会員全体に享受してもらうべく調整していくつもりである。

3 World City Bar Leaders Conference (WCBL・世界大都市弁護士会会議) における活動

WCBLとは、世界の主要都市の弁護士会にて構成する組織であり、当会はニューヨーク、ロンドン、

パリの各弁護士会と共に創立メンバーとなっている。概ね年に一度、主要メンバーのいずれかの都市において各会のリーダークラスが集い、弁護士会としての共通の課題や問題意識、各弁護士会に固有のテーマなどについてプレゼンテーションや意見交換を行うとともに、トップレベルの継続的なネットワークを深める機会となっている。2017年には当会が東京で年次会議をホストし、上記都市に加え、上海、北京、台北、ローマ、アムステルダム、モントリオール、バルセロナ、香港、フランクフルト、ワルシャワ、及びシカゴの各弁護士会からのゲストをもてなした。日本の単位会でWCBLに参加しているのは当会のみであるところ、これを通じて各都市弁護士会との間では友好協定を締結しているに等しい連帯感が醸成されており、当会の国際活動において重要な位置付けといえる。本稿締切り時において、本年は10月にモントリオールで年次会議が開催される予定である。

4 個別の国及び都市弁護士会との交流

WCBLに加え、当会は、以下の弁護士会と個別の友好協定を結んでいる。顔ぶれからわかるように、WCBLを契機として発展した関係も多い。

- The Chicago Bar Association (2007～)
- The Council of Lawyers at the Paris Court of Appeal (Paris Bar Association) (2010～)
- Hong Kong Bar Association (2012～)
- The Law Society of Hong Kong (2012～)
- The Bar Association of Rome (2017～)
- The Barcelona Bar Association (2017～)
- The Vietnam Bar Federation (2018～)

これらのうち、香港とパリの各弁護士会からは、毎年、新年式 (Opening of Legal Year) への招待をいただいております。当会からも可能な限り理事者や国際委員会の正副委員長が参加している。それらはローカルな式典にとどまらず、香港ではアジア、パリでは欧州を中心とした隣国の各弁護士会のリーダー

が集い、交流を深め情報交換する貴重な機会となっている。

友好協定を締結している各弁護士会とは、双方の会員に向けた共同でのセミナーや交流イベントも企画する。これまで、そのようなイベント開催にあたっては地理的なハードルが高かったが、コロナ禍を経てバーチャルでのイベントが一般化してきたことを受け、国際委員会としては、今後は新しい形での会員への機会提供を促進していきたいと考えている。

友好協定を締結していない外国の弁護士会との間でも、表敬訪問を受けたり、共同でイベントを開催することがある。後述する American Bar Association や ラホール弁護士会との共催セミナーはその一例である。

5 テンプル大学との協同

テンプル大学ロースクールは、ジャパンキャンパスを有し、日本にしながらアメリカの LL.M. (修士号) を取得することができる貴重な大学である。当会は、2014 年から、同大学の協力を得て、所属講師陣により収録された講義を、会員サイトにてオンラインで公開している*1。内容は、リーガルライティングや英米法の基本知識といった基礎的なものが中心であり、講義数は執筆時点で 29 講ある。英語力のトレーニングを兼ねる観点から、全て英語で行われている。コロナ禍明けの本年 3 月には、当会にて、同大学ロースクール本校の学長らの訪問を歓迎し、今後の更なる協同について意見交換を行った。

6 セミナー・勉強会

当会では、国際委員会を中心として、国際取引法務や外国法に関するセミナー等を開催している。

恒例で行っているのは、毎年 10 月頃に開催する東

京三会国際セミナーである。これは東京三会が共同で開催し、セミナー後には懇親パーティーも実施している（コロナ禍を除く）。最近のテーマは、新しい順に「ウクライナ危機への国際的対応」「コロナ禍の下での法律業務の実情と課題」「職場における LGBT の権利とコンプライアンス～国際的な状況を踏まえ～」 「国際仲裁・国際 ADR の最新状況」「国際会議・国際セミナーに参加しよう」であった。本年は「リーガルテックの現状と展望～法律事務所およびインハウスの視点から～」である。

他国の弁護士会と共同してセミナーを開催することもある。後述する例のほか、友好協定を結んでいるシカゴ弁護士会や香港律師会と開催した実績がある。

近年は、いわゆるコモンロー（判例法主義）に関する勉強会を継続的に開催している。国際委員会に縁のある英米法系出身の外国法事務弁護士に、そもそもコモンローやエクイティ（衡平法）とは何か、国際取引契約におけるコモンローの影響などの基本的事項について講義してもらっている。講義はあえて英語とし、英語を学ぶ機会としても提供している。本年度の夏期合同研究では、その内容を日本語でおさらいした。

また、本年度からは、当会の国際取引法部との情報交換や交流を密にすることで、国際的なテーマに関する情報提供の裾野を拡げたいと考えている。

7 外国弁護士との交流

国際的な法曹団体、友好協定先の弁護士会のメンバーなどが来日する際には、国際委員会が窓口となり、会員との交流の機会を設けることを模索している。また、東京三会国際セミナー後のパーティーなどにおいて、当会に登録された外国法事務弁護士（なお、当会に登録される外国法事務弁護士の登録要件については、国際委員会にて初期審査を行っている）と一般会員の交流の機会も提供している。

* 1 : <https://kenshu.toben.or.jp/>

東京弁護士会会員サイト > 東弁ネット研修バナー > 研修サイト TOP・カテゴリ【涉外】から【英文契約・法律英語】の項目を参照。
本稿校了時点の講義数は 21 講。

2 LAWASIA との関係強化及びその施策について ―各国データ保護法を題材とするセミナー共催―

国際委員会副委員長 三好 慶 (60 期)

2022年9月15日、当会とThe Law Association for Asia and the Pacific（以下「LAWASIA」という）との間で各国データ保護法を題材とするセミナー（以下「本セミナー」という）が共催された。本セミナーは、ウェビナーの形式にて開催され、当会とLAWASIAとを合わせ、14名が登壇し、かつ、228名という多数の受講者が参加し、成功裏に終わった。

本セミナーは、参加者に対し、各国データ保護法についての最新情報の提供を可能としたのみならず、当会とLAWASIAとの関係強化のための大きなマイルストーンとなる施策となったため、本稿において、その内容を報告する。

1 LAWASIAとは

(1) LAWASIA とは

LAWASIAは、1966年にオーストラリアのキャンベラで設立された、アジア太平洋地域を中心とする40を超える国、地域の弁護士、裁判官、法学者、法曹団体からなる法曹団体であり、これらの国、地域の法曹界の関係を強化のうえ、その権利や利益を擁護している。

LAWASIAの組織は、理事会や各委員会により構成され、現在、事務局はオーストラリアのシドニーに置かれている。また、多数のLAWASIA会員が集まる大規模な年次総会のほか、各種セミナーやイベントを開催している。

(2) 人権と法の支配の重視

国際的な法曹団体としては、他にも、国際法曹協会（International Bar Association＝IBA）、国際弁護士連盟（Union Internationale de Avocats＝UIA）

等の団体があるが、これらの団体と比したLAWASIAの特徴の一つとして、特に、人権と法の支配の擁護という分野での活動に注力している点が挙げられる。そのため、LAWASIAでは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の普及と支持に努めるとともに、人権と法の支配への挑戦に関する懸念声明を積極的に発出している。

(3) 当会との関係

当会も団体としてLAWASIAに加盟しているところ、国際委員会の委員を年次総会に派遣し（近時では、2016年コロombo大会、2018年シェムリアップ大会、2022年シドニー大会等に派遣しており、2023年にはバンガロール大会に派遣予定である）、国際的なネットワークの構築や知見の交換に努めている。

また、2017年に東京にて年次総会が開催された際には、多数の当会会員がその組織運営に尽力した。

2 当会とLAWASIAとの間での 会長級ミーティング

(1) 会長級ミーティングの開催

LAWASIA側より、新型コロナの影響で、年次総会やセミナー等のネットワーキングイベントができていないため、WEB会議の方法にて、リーダー相互の意見交換の機会を作りたい、との提案があった。

これを受け、2021年5月18日、当会からは、矢吹公敏会長、志賀剛一副会長、国際委員会のミヒャエル・ミュラー委員長、光野真純副委員長、筆者ら（それぞれ役職は当時）が参加、LAWASIA側からは、会長のChunghwan Choi氏、次期会長のMelissa Pang氏（同）らの参加にて、会長級ミーティングが開催された。

(2) 関係強化の方策についての基本合意と実務者レベルでの協議

この中で、LAWASIAより、当会との関係強化に努めていきたい、との提案があり、当会もこれに賛同のうえ、その方策を実務者レベルにて協議していくこととなった。

実務者レベルでの協議は、当会の国際委員会とLAWASIAの通信・データ保護・テクノロジー法委員会 (Communication, Data Protection and Technology Law Committee) との間で行われ、その協議の結果、本セミナーの開催に向けた、企画、調整が進められていった。

(3) 本セミナーの位置づけ

このように、本セミナーは、LAWASIAと当会との間でのトップ会談に基づき、その関係強化のためのマイルストーンとして開催されたものであり、その意味でも、当会、LAWASIAの双方にとって、大きな意味を持つものであった。

3 当会とLAWASIAとの間での本セミナーの共催

(1) 本セミナーの題材について

本セミナーの題材としては、GDPR (EU一般データ保護規則) の施行後、年々重要性を増している、データプロテクションの領域を各国横断的に検討できるように、「データ保護法に関するアジア各国の最新の状況—GDPRと中国データ保護法との比較の視点から— ("The latest situation of Asian Nations regarding Data Protection Laws - From a comparative perspective with GDPR and Chinese data protection laws -")」とのテーマが設定された。

(2) 本セミナーの進行について

A Opening Speech、1st session 及び全体司会について

オープニングスピーチは、当会の吉田修副会長 (当時) が務め、当会の紹介やLAWASIAとの今後の

関係への抱負を語った。

その後、1st sessionについては、当会の広瀬元康会員 (国際委員会) がモデレーターを務め、当会の澁谷彰平会員 (国際委員会) のほか、LAWASIAより、Mr. Henning von Zanthier (ドイツ)、Ms. Maria Conception (フィリピン)、Ms. Yingyu Wang (シンガポール) の3名がスピーカーを務め、GDPRとの比較の視点を踏まえセッションを行った。

なお、全体司会については、LAWASIAとともに本セミナーの企画構成を担当した筆者がこれを務めた。

イ 2nd session 及びクロージングリマークスについて

2nd sessionについては、LAWASIA事務局長のDr. Gordon Hughes (オーストラリア) がモデレーターを務め、当会の森啓太会員 (国際委員会) のほか、LAWASIAより、Mr. Henry Chen (中国)、Ms. Vrinda Bhandari (インド)、Mr. Johhanes Sahetapy (インドネシア) がスピーカーを務め、中国データ保護法との比較の視点を踏まえセッションを行った (なお、このセッションにおいても、現実には、世界標準のデータ保護法であるGDPRとの比較の視点も多く見られた)。

また、クロージングリマークスは、当会とともに本セミナーの企画構成を担当したLAWASIAの通信・データ保護・テクノロジー法委員の委員長であるDr. Sunil Abeyaratne (スリランカ) がこれを務め、データ保護分野における豊富な知見に基づき、本セミナー全体の総括を行った。

(3) 各セッションにおける各国データ保護法の概要、特徴について

本セミナーより得られた各国法令に関する情報及び知見を、広く当会会員に共有させていただきたく、以下、本稿において、本セミナーにて解説された、各国データ保護法の概要や特徴の一部を簡単に紹介する。

なお、本稿は、本セミナーにおける発言及び投影

資料を基に執筆しており、原則として別途のエビデンスにて正確性を検証してはいないため、その点は、ご容赦いただきたい。

また、本セミナーにおいては、日本法の概要や特徴に関しても充実した解説が行われたが、本稿では、上記の観点から外国法令に関する情報共有を優先しているため、やむなく簡潔な記載としている。

詳細については、本セミナーの動画が当会 YouTube にアップロードされているため (https://www.youtube.com/watch?v=skocJmV_BGU)、当該 URL にアクセスのうえ、ご確認くださいとありがたい。

ア ドイツ

ドイツにおいては、個人データの処理及び移転については、欧州経済領域（EEA）で取得した個人データを対象とする GDPR（General Data Protection Regulation）が基本的に適用されており、国内法は幾つかこれを補完するのみである（例：GDPR 上の情報保護責任者〔DPO＝Data Protection Officer〕の設置を義務付けている場合に加え、ドイツ法は、20 人の従業員がいる場合にも DPO の設置義務を課している）。

なお、GDPR は個人データ（センシティブデータを含む）を国家や企業から守るために制定されたものである。

(ア) 個人データの処理について

a 法的根拠の必要性

GDPR の原則として、個人データの処理を行うには法的根拠が必要である。法的根拠の例としては、データ主体の同意がある場合、データ主体が当事者である契約の履行に必要である場合、管理者が法的義務を遵守するために必要である場合等がある。

b 通知義務

個人データの処理について、データ主体に対し通知を行わなければならない。例えば、企業は、自社の従業員に対しても、個人データの処理について、通知を行わなければならない。また、GDPR に関する

情報は、ウェブサイト上でも掲示される必要がある（プライバシーポリシーの必要性）。

c 処理行為の記録

処理行為については、個人データに関わる全ての処理行為のリスト（消去日を含む）が記録されなければならない。

d 消去義務

個人データについては、個別の目的に必要な限りにおいて保存し、処理することができ、目的が存在しなくなった場合には、消去の義務がある（他方、ドイツ法において、一定の保持義務が存在するケースがあり、その場合は、GDPR に関わらず、目的達成後もデータを保持する必要がある）。

e データ主体の権利

データ主体の権利としては、情報権、アクセス権、訂正権、消去権、異議権、データポータビリティ権がある。

f 個人データの委託処理

個人データの委託処理を行う場合には、処理者の GDPR 基準を遵守する義務や、GDPR への違反、異議申立て等の報告義務が含まれたデータ処理契約を、処理者との間で書面にて締結しなければならない。

g 技術的及び組織的措置

個人データが確実に保護されるため、適切な技術的及び組織的措置（TOMs＝Technical and Organizational Measures）が実施されなければならない。

h 制裁金

制裁金は、2000 万ユーロ又は年間売上高の 4 % のいずれか高い額と大変高額である。

例えば、ドイツでは、H & M は 3500 万ユーロの罰金を受け、ルクセンブルクでは、アマゾン は 7 億 5000 万ユーロの罰金を受けている。

(イ) 個人データの移転について

第三国へのデータ移転については、原則禁止されるが、例外的に、移転先の国に十分性認定が認められる場合（日本は認められている）、当事者間で標準契約条項（SCC＝Standard Contractual Clauses）が

締結される場合、又は事業体グループ内での拘束的企業準則（BCR＝Binding Corporate Rules）が監督機関に承認される場合には許容される。

イ フィリピン

（ア）データ保護法制

データプライバシー法（DPA＝Data Privacy Act）が2012年に施行され、2016年に施行規則（IRR＝Implementing Rules and Regulations）が施行された。また、同法に基づき、国家プライバシー委員会（NPC＝National Privacy Commission）が設立された。データプライバシー法、施行規則、NPCの各種通達が、フィリピンのデータ保護法を構成している。

（イ）特徴

DPAは、GDPRの前身である欧州データ保護指令に倣ったものであるため、GDPRとも類似点が多く、GDPRにかなり近い形で発展している。また、NPCは、しばしば（法的拘束力はないが）GDPRや欧州データ保護指令に関する欧州当局の意見、勧告を引用することも多い。

他方、GDPRと比して、情報の自由な流れとのバランスも重視されており、例えば、国境を越えたデータ移転それ自体は制限されていない点は大きな違いである。ただし、データ移転それ自体は制限されなくとも、データ処理の地理的な場所を業務委託契約書に明記する必要がある。

ウ シンガポール

（ア）データ保護法制

シンガポールにおいては、データ保護法制としては、個人情報保護法（PDPA＝Personal Data Protection Act 2012）が存在している。

（イ）特徴

PDPAの特徴としては、a) 個人的又は家庭的な立場で行動する個人には適用されないこと、b) 雇用主は同意なしに従業員のデータを処理することができること、c) 公的機関には適用されないこと、d) ビジネスコンタクト情報には適用されないこと、が挙げられる。

シンガポールでは、データ処理それ自体について、国際競争力のあるビジネスに育て、もって、シンガポールをAPECのデータセンターのハブとしたい、と考えており、そのため、上記 b)、d) の場合が適用除外とされている。

ただし、d) について、何が個人情報で、何がビジネス情報であるかの線引きは微妙であるため、この点については、注意が必要である。

また、GDPRの比較としては、データ管理者の概念はGDPRと同様である一方、GDPR上のデータ処理者は、PDPA上はデータ仲介者とされている。そして、データ仲介者の義務は、1. 保護義務、2. 保存制限義務、3. データ侵害通知義務の3つのみであり、GDPR上のデータ処理者の義務と比して、かなり軽減されている。

また、データ主体の忘れられる権利については、GDPRのような消去権はないという点も特徴である。

なお、PDPAに違反した事業者に対する罰金は、厳格化の流れとなっており、現在は、年間売上高の10%又は100万シンガポールドルが上限となっている。そして、罰金の算定の基礎である年間売上高は、GDPRのように全世界における売上高ではなく、シンガポールにおける売上高と定義されている。

エ 中国

（ア）データ保護法制

サイバーセキュリティ法（Cybersecurity Law）、個人情報保護法（Personal Information Protection Law）、データセキュリティ法（Data Security Law）のデータ三法を中心とするデータ保護法制である。なお、国家も組織であるため、適用対象である。

（イ）特徴

a サイバーセキュリティ法

サイバーセキュリティ法21条は機密保護の義務を定めており、機密を保護するシステムを使用しなければならないとされており、システムの等級（5段階）により、保護すべき義務が異なる。多くの標準的なガイドラインが発行されているため、各組織はこれに従う必要がある。

b 個人情報保護法

個人情報保護法は、多かれ少なかれGDPRに類似している。例えば、データ主体は、問い合わせの権利、訂正権、削除権、権限付与や同意を撤回する権利、個人情報のコピーを取得する権利、個人情報アカウントを削除する権利を保有している。

c データセキュリティ法

データセキュリティ法は、国家安全保障や企業の商業秘密の守秘義務等を定めるものである。特に、データの国外移転については、多くの規制があり、関連法上も、一定の事由の場合（①データ処理者が域外で重要データを提供する場合、②重要情報インフラ運営者又は100万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が個人情報を域外で提供する場合、前年1月1日以降合計10万人の個人情報又は1万人のセンシティブな個人情報を域外で提供した場合、その他、中国サイバースペース管理局〔CAC=Cyberspace Administration of China〕が定める他の場合）、当該データの域外移転に関するセキュリティ評価を申告する必要がある、域外移転へのハードルがあるため、注意が必要である。

d 民法

民法上、個人情報の保護に関する条項があり、個人情報の侵害の場合、当該条項違反に基づく民事訴訟も可能である。

e 刑法

刑法上、個人情報の侵害について、状況が特に深刻である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑と罰金の併科がある。

組織等は、これらの法律で禁止されていることを行ったり、要求されていることを行わなかったりすることで、規制当局からの処罰を受ける（例えば、サイバーセキュリティの事故について、中国の公安機関は、現在「二重処罰制度」を実施し、ネットワーク運営者のみならず、主な責任者や幹部の責任も追及している）ため、その遵守や管理体制の確保が重要である（例えば、ネスレ社における個人情報の侵害事例

において、ネスレ社においては、従業員行動基準が整備され、管理体制が確立していることを理由とし、刑事責任を負うのは、ネスレ社ではなく、会社基準にも違反した従業員であるべき、とされている）。

オ インド

(ア) 現存するデータ保護法制

本セミナーの開催時点において、インドにはデータ保護法に関する特別法が存在しておらず、現存するデータ保護関連法としては、情報テクノロジー法（ITA-2000=Information Technology Act, 2000）が、すべての企業体は個人データとプライバシーを保護できるように合理的なセキュリティ慣行を確実に導入すべき旨を定めており、また、ITA-2000 43A条（企業体の責任=Liability of corporate entities）に基づき、合理的なセキュリティ実務と手順及びセンシティブ個人データ又は情報に関する規則（2011 Rules=Resonable Security practices and procedures and sensitive personal data or information Rules, 2011）が存在している。しかしながら、これらの関連法には、インド政府がデータ保護の規制を受けるCorporate entities=企業体の範囲から完全に除外されている、という問題点がある。

(イ) データ保護に関する特別法の立法状況

インドにはデータ保護に関する特別法が存在しておらず、2017年に最高裁がプライバシー権を憲法上の権利として保護されていると宣言したことにより、現在、データ保護法案（Data Protection Bill）が立法過程にある（ただし、2カ月前〔※本セミナー開催時点〕に同法案は撤回され、再提出される予定である）。

カ インドネシア

(ア) 現存するデータ保護法制

本セミナーの開催時点において、インドネシアにはデータ保護法に関する特別法が存在しておらず、個人情報保護に関する規定は、各種法律や規則に断片的に存在している。

現存するデータ保護法制は、電子情報及び取引法（EIT Law=Electronic Information and

Transactions Law)、電子システムの運用に関する政府規則 (Government Regulation on Operation of Electric Systems)、電子システム内の個人データの保護に関する通信情報大臣 (MOCI) 規則 (Minister of Communication and Informatics Regulation on Protection of Personal Data within Electronic System [Regulation 20/2016]) にて構成される、電子情報及び取引 (EIT = Electronic Information and Transactions) の規制枠組下の各条項である。

このうち、電子システムの運用に関する政府規則は、より成熟したデータ保護法制で一般的に見られる概念、例えば、合法的な同意、目的の制限、データの最小化等を規定している。

もっとも、データ保護を含む各条項の各規制を発出する際に、政府機関相互の調整が不十分であるため、規制の矛盾や重複が発生している状況にある。

(イ) データ保護に関する特別法の立法状況

現在、個人データ保護法案 (Personal Data Protection Bill) の立法過程にあり、これが制定されれば、セクターを問わず、より高い水準のデータ保護体制が整うことが期待される。同法案の最新公開版を見ると、GDPRの影響を受けたいくつかの概念、例えば、管理者と処理者の区別、センシティブ情報、データ保護責任者 (DPO) などの概念が採用されていることがわかる。

キ 日本

(ア) データ保護法制

個人情報の保護に関する法律が2003年に施行され、以降、少なくとも3年に1度の見直しが行われている。直近の改正は2020年6月と2021年5月に行われ、2022年4月1日に概ね施行されている。

ア) 特徴

個人情報の保護に関する法律は、他国のデータ保護法と比して、以下の特徴がある。

a 予見可能性

実施と解釈のための多くのルールとガイドラインがあり、予見可能性がある。

b トレーサビリティ

事業者の記録保持義務があり、トレーサビリティがある。

c 類似の概念の多さ

例えば、個人情報、個人データ、個人に関する情報等、類似のコンセプトの概念が多く、混乱しやすいため、注意が必要である。

イ) GDPRとの関係

GDPRに準じた改正を重ねている。また、2019年1月23日、日本とEUは相互に十分性を認定している。

4 総括

このように、本セミナーは、当会とLAWASIAとの関係強化に向けた、2021年5月の会長級ミーティングを受け、当会国際委員会とLAWASIAの通信・データ保護・テクノロジー法委員会とが綿密に協力のうえ、開催に至ったものである。

また、本セミナーは、近時の社会的な関心事である、GDPRや中国データ三法をはじめとするデータ保護法制について、各国法令の最新知識を参加者に提供する貴重な機会となった。

そのため、当日は、228名という多数の視聴者がこれに参加のうえ盛況のうちに終了し、その参加者数は、当会の開催するセミナーとしては、最大規模のものとなった。

さらに、LAWASIAの側でも、本セミナーは大成功であった、との評価となっており、当会国際委員会の企画担当宛に、LAWASIA会長より感謝状が送られ、また、LAWASIAの2022年シドニー大会にて関係者から賛辞や労いを受けるなど、当初の開催目的を十分に達成するものとなった。

今後も、本セミナーを通じて強化されたLAWASIAとの関係性を基礎として、様々な国際的な施策を実現することで、当会の国際化に寄与し、もって、当会会員への国際的な知見の還元に貢献できれば幸甚である。

3 Lahore (Pakistan) 弁護士会の東弁への表敬訪問 —災害への法的支援、ハーグ条約等の家族法に関するセッション—

国際委員会委員 山原 英治 (44 期)

対面国際交流の復活

当会は2013年東京開催のアジア弁護士会会長会議 (POLA。山岸憲司元当会会長が日弁連会長としてホスト) や2017年LAWASIA初の東京大会 (同じく山岸元当会会長が座長) など、日弁連主催・共催の国際的な活動を支えるため多大の人的資源を供給し、貢献してきた。同時に、当会独自にパリ弁護士会など主要大都市弁護士会と友好協定を締結し、あるいはIBAなどの国際法曹会議体のメンバーとして、会員を海外に派遣し、交流し、もって当会の国際的認知を高めてきた。

国際交流は片面的ではあり得ない。当会は「日本における最大単位会」であることから海外大都市弁護士会や主要法曹団体メンバーから表敬訪問を受けることもしばしばある。その表敬訪問時には当会を代表して応接する理事者のサポートをすることが国際委員会の主要な役割の一つである。ほとんどの歴代の理事者の方々はこのことをよく理解され、適宜当委員会に来訪調整や接受段取りなどを要請されてきた。当委員会メンバーはこれに応じて、海外留学や業務、或いは弁護士会活動を通じて培った海外法曹との繋がりを活かし、当会の国際交流・活動に還元してきた。

ところが、新型コロナによる渡航制限によって海外に赴いて各種国際会議に参加することが殆どできなくなり、その間、当委員会の国際交流はオンラインのみで行わざるを得ない状態が約3年間続いた。知識の獲得だけに限れば、オンラインは確かに有用ではあるが、しかし、真の国際理解は対面での親密な交流がなくては成しえないことが現在諸分野で認識されつつある。当会の国際交流も然り、である。

幸い、今年に入って少しずつ対面交流が可能にな

ってきた。そのような状況下、本年2月7日に久々にパキスタンのラホール弁護士会から訪問団が来訪し、当会は会長ほか理事者とミュラー委員長ら当委員会のメンバーで応接することとなった。ラホール弁護士会は新型コロナ以前約10人前後の訪問団を毎年当会に送ってきた実績があり、その訪問再開は先方の強い希望でもあったところ、漸く実現したものである。

当会表敬時の参加メンバー

ラホール弁護士会側はInternational Affairs Committee委員長を含む5名：

Naveed Ur Rehman, Chairman (Head of Delegation)
Muhammad Arshad
Shagufta Bibi
Hannan Hamza
Umer Nisar

当会側は伊井会長、吉田 (当委員会担当) 副会長、寺町副会長の各理事者に加えて、国際委員会委員6名：

ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー委員長
三好慶副委員長
栗林勉委員
今里恵子委員
山原英治委員
西村早紀子委員

挨拶の交換

両会からは冒頭で挨拶を交換し、参加メンバーの紹介、写真撮影を行った。2017年に洲上会長 (当時) がWorld City Bar Leaders (WCBL。世界大都市弁護士会会議) の東京大会で並みいる大都市弁護士会



左 伊井和彦 2022年度当会会長
右 Naveed Ur Rehman氏（ラホール弁護士会）

会長ほか幹部の前で英語でオープニング・プレゼンテーションをした際も感じられたことであるが、理事者自らが英語で発信することは非常に大事である。今回、当会からは伊井会長がご自身で挨拶を行ったので、先方には当会の歓迎をより直截に伝えることができたようだ。なお、コロナ以前と比較するとラホール弁護士会訪問団は少人数だったが、2020年に法曹になったばかりという若いメンバーを参加させてきたことが印象的だった。若手がシニアメンバーと同行することは、世代を超えた国際交流が実現するからである。

主要トピックのプレゼンテーション

次いで慣例どおり、両会交互に関心のある法的トピックについてプレゼンテーションと意見交換を行った。これについては、当委員会三好副委員長による事前の入念な調整と段取りが行われたところである（三好副委員長はビザ取得アレンジにも尽力したため、派遣団からは特に三好副委員長への感謝の表明があった）。

第一テーマ：

世界の環境災害と被災者への法的支援

地球温暖化の影響が世界各地で大災害が頻発する現代において、このテーマは世界中の大都市弁護士会にとって大きな関心事になっている。ラホール側からは最近パキスタン全土が大洪水被害に遭ったことか

ら、その被害者への救済援助の報告があった。法制度として災害対策関連法（The National Disaster Management ActとThe National Disaster Response Plan (NDRP)）、更に法的救済機関や基金などが存在するが（例えば2005年の大地震後に設立された災害対策調整機関としての「NDMA」(National Disaster Management Authority)やパキスタン赤新月社）、大災害が頻発するパキスタンにおいて国際的な救援確保が充分ではないという説明が行われた（NDMAが他の機関の助力受け入れ、協働に消極的という批判の紹介あり）。なお、以前WCBL（当会はパリ弁護士会などと共に創設メンバー）報告の際、米国の弁護士から州を跨ぐ弁護士の（救済）活動（例えば法律相談）については州法上の規制が論点になるという話があったので、その点について質問をしたところ、「（パキスタンでは）その問題は無い」とのことだった。

当委員会からは栗林委員が東日本大震災時に日弁連や当会など弁護士会が被害者賠償請求権時効延長に関する立法に尽力した例を伝え、「なるほど！それは素晴らしい」という感じで拍手がラホール側からあった。私自身、原賠相談対応で福島に赴いたので、当会が会員を現地に派遣して相談救済業務を現地弁護士会と協力して行ったことや救済立法に尽力したことなどを、このように海外の弁護士に発信できたことを大変有意義に感じた。

第二テーマ：

離婚、監護権、養育費、子の引き渡し、ハーグ条約、面会交流などの家族法の問題とその両国への遡及的影響

第二のテーマは離婚に伴う子の引き渡し問題を中心とする家族法の諸論点で、当委員会今里委員が同ハーグ条約の専門家であることから、日本法下での離婚、特に離婚調停のやり方を中心にハーグ条約以降の子の引き渡し問題など日本での実務を分かりやすく紹介し、これには先方から活発に質問があったので、関心と理解のあったことを感じた。

他方、パキスタンであるが、ムスリム家族法の下で

は一般的に言えば男児は7歳まで、女児は13歳まで子の監護権 (hizanat) は母にあるとされるところ (厳密には「セクト (宗派) により異なる」とのこと。なお、女児に関しては、母が再婚すると監護権を失う可能性に言及あり)、国際的な文脈ではパキスタンはハーグ条約締結国であるため同じく締結国となった日本との関係で同条約に依拠可能とのことだった。この点、英国領に属していた経緯からそもそもハーグ条約以前に英国法流の扱いに慣れていること、実際、スコットランド裁判所が出した子の移動禁止命令を無視してパキスタン人の父親が12歳の娘をパキスタンに連れ出したケースで、母親 (英国人らしい) の監護権をラホール High Court が認めたケース (Ms Louise Anne Fairly v Sajjad Ahmed Rana) に言及があり、これについては認識を改めたところである。同時に、離婚の方式にはスンニ派、シーア派といった宗派別、更に外国人との国際結婚の場合、などなど複雑なパターン毎に違いがあり、これについてはイスラム教の理解を含まかなり専門的な知識が無いと対処は困難とみた。日本人女性とパキスタン人男性の結婚のケースは身近だけに、ここは実務上参考になるかと思う。一般に、当会会員にとっては珍しい情報だと思うので、ラホール側プレゼンテーション資料から以下の事項をここに記載しておくことにする。

離婚に関係する法律 (読者検索の便宜のため、英語そのままで抜粋) :

- Amendment of the Dissolution of Muslim Marriages Act, 1939 (VIII of 1939)
- Muslim Family Laws Ordinance, 1961
- West Pakistan Rules under the Muslim Family Laws Ordinance, 1961
- Family Courts Act, 1964
- The Divorce Act, 1869 (only effective if one of the parties is non-Muslim)

離婚の種類 :

スンニ派の場合→夫が3回離婚 (talaq) を宣言すると速やかに離婚が成立する。当該妻の面前であるか、

証人が臨在するかを問わない (!?)。但し離婚証明書の交付までに union council による紛議解決の調停作業が実施される、とのこと。

シーア派の場合→同様に夫による宣言離婚 (talaq) が存在するが、厳格なアラビア語の用法を要し、二人の成人男性と妻の面前で行われる必要がある。

妻からの離婚→聖典クアルーンとスンナ (Sunnah。踏み慣らされた道、慣行) に基づいて、裁判所を通じて可能 (Khula)。愛情があるか憎悪があるかという感情は判断基準ではなく、婚姻継続が有害であると認められるかどうか (婚姻上の相互の義務を履行できるかどうか) が基準。また、妻が Khula の権利を行使すると、これは妻の権利であり裁判所は拒否できないとラホール High Court は判断しているのであるが、夫から得た利益をすべて返還することを要する。

合意による離婚→可能 (Talaq-i-Muba'arat)

なお、ムスリムの夫から妻に対して離婚宣言の授権が可能とのことだったが (Talaq-i-Tafweez)、シーア派では認められない (ただ特殊なアラビア語を利用するなど一定の要件を踏まえれば可能) という説明があり、もはや筆者の理解を超えていた。

まとめ

以上が当委員会からの簡単な報告となる。離婚の方式などは興味深いもののなかなか理解が困難な分野でもあり、先方説明の詳細はここに書ききれないので、当会会員で関心をお持ちになった方は、当委員会までご照会いただければと思う。

新型コロナによって、Zoomなどのオンラインを使った新たな発信手段を得た一方で、実際に顔を合わせての交流がないままでは当会の実際の諸活動に対する先方認知はかなり低いことも判明している。今回のラホール弁護士会来訪は対面交流に大きな意義のあることを再認識させた。今年は渡航制限も緩和され世界各地で法曹が一堂に会する国際会議が再開されつつあるので、当会会員の海外派遣によって当会の活発な発信が復活することを期待するものである。

4 ABA・東弁共催イベントを振り返って

国際委員会委員 広瀬 元康 (58期)



2023年3月初旬、米国法曹協会（American Bar Association、以下「ABA」という）会長のデボラ・エニックス・ロス氏（Ms. Deborah Enix-Ross）と、ABA国連代表・ABA国際法部会前委員長のスティーブン・M・リッチマン氏（Mr. Steven M. Richman）が来日した。

その訪問歓迎セッションとして、同月2日には、東京で当会とABAの共催セミナー（以下「本セミナー」という）が開催された。そして、本セミナー後には、ABAを代表する両氏と当会会長との表敬セッションが、当会会長室にて行われた。これらのイベントは、ABAを代表する弁護士らを通じた当会とABAの関係強化はもちろんのこと、当会を含む日本の法曹界の抱える問題に対する大きな示唆を含んだ内容であり、この紙面を借りてその内容を報告したい。

第1 本セミナー

まず、本セミナーの特徴を概観し、ABAの弁護士らの報告内容要旨に加え、日本の法曹界におけるその意義を検討する。

1 本セミナーの概要・特徴

本セミナーは、2023年3月2日午後2時より、東京の弁護士会館にて、吉田修副会長のオープニングスピーチに始まった。以下のような点を特筆したい。

(1) 登壇者

本セミナーには、以下の各弁護士が登壇した。とりわけ、ABAのトップの弁護士らがスピーカーとして自ら登壇し、米国における法曹界の現状を詳細に報告したのは貴重な機会であった。

スピーカー

- デボラ・エニックス・ロス弁護士（ABA会長）
- スティーブン・M・リッチマン弁護士（ABA国連代表・ABA国際法部会前委員長）

コメンテーター

- 坂野維子会員（国際法曹協会（IBA）ダイバーシティ＆インクルージョン評議会 共同議長）

モデレーター兼通訳

- 広瀬元康委員（国際委員会委員）

(2) リアル開催

本セミナーは、幸いなことに、コロナ禍も終息に向かっていた時期に行われたことから、当弁護士会館の会議室におけるリアル開催が実現し、当会においても多数の参加者を招待した。そのため、参加者からも現場で多数の質問が寄せられ、日米両国における共通の問題や相違点について、面前で活発な議論を交わすことができた。

(3) 日米の法曹界に共通する問題を扱ったテーマ設定

本セミナーのテーマは、法曹界におけるダイバーシティ＆インクルージョンとウェルビーイング（Diversity & Inclusion and Well-being in the Legal Profession）であり、ABAの両氏が、米国における現状の問題点とABAの取り組みについて、スライドを用いてプレゼンテーションを行った。

具体的には、米国の法律事務所における女性やマイノリティに対する待遇やキャリアの定着度において、実質的な平等が実現されていない問題が議論された。これらにも関連して、弁護士をはじめ法曹関係者が抱える過労やストレスによる心身の健康をめぐる問題が深刻化していることも示された。いずれもABA内の客観的な統計や調査結果を引用しながら解説がなさ

れ、大変に説得力のある内容であった。

とりわけ、コロナ禍により長期に亘るリモートワークが行われた結果、所員間のコミュニケーションが不足し、上記のような問題を抱える弁護士らが上司や同僚に悩みを率直に相談する機会が十分に得られなかったことにより問題が大きくなったという指摘もなされた。

これらの問題はいずれも、日本においても共通の問題意識や取り組みが従来から存在したものの、ABAのように体系的に現状と問題点、解決策を分析した内容は斬新であり、今後の日本の法曹界における弁護士の働き方についても一石を投じるものであったように思われる。

2 報告・議論の主な内容

本セミナーにおける報告・議論は、主としてABAの両弁護士が交互に語る共同発表の形で、スライドを用いて行われた。その主たる2つのテーマとして、法曹界における①ダイバーシティ・インクルージョンと、②ウェルビーイング（心身の健康）の各問題が、それぞれ前半と後半に取り上げられた。そこで、ABAの弁護士らが報告した内容の一部を紹介する。

(1) ダイバーシティ・インクルージョン

まず、法曹界における偏見・バイアスの根絶とダイバーシティの確保は、ABAが掲げる4つの重要な目標の1つと位置付けられており、米国では弁護士会の各委員会において専門の部局が設けられ、ガイドライン等が策定されるのみならず、その達成状況は頻繁に調査・再評価されている。特に、女性や有色人種に対して上位職を与えるインセンティブには積極的である。

その結果、2018年から2022年にかけて、米国では女性弁護士の比率が36%から38%に漸増する等の成果がみられたが、未だ女性の平等な進出は不十分だと考えられている。特に米国内では、カリフォルニア州のように、弁護士会に一定数の女性役職者をおくことを義務付ける州もあれば、そのような制度が未整備な州もあるため、ABAは上記の動きを全米に限らず呼び掛ける運動を行っている。

また、男女の性差だけでなく、人種的なマイノリティに対する差別を防止する施策も同様に進められている。米国では、80数%の弁護士がコーカサス系白人であるが、その他の人種の比率も漸増している。

そのような現状を踏まえ、法曹界において、マイノリティにとっての難題は、参入の段階とその後のキャリア定着の2段階に亘ることが強調された。すなわち、重要なのは、ロースクールや新卒採用といったキャリアの入口でマイノリティの参入を促進するのみでなく、その後、いかにマイノリティに昇進の機会を平等に与え、そのキャリアを持続させていくかである。実際のところ、米国の法律事務所の中には、表面的には平等を謳いながらも、女性や有色人種の弁護士が、その稼働実績や昇進において事実上不利に扱われるケースも散見されることから、改善が急務となっている。

そして、ダイバーシティの確保やマイノリティに対する差別的扱いの防止は、クライアントやリクルート生をはじめとする外部者の目によっても担保される。すなわち、外部者が法律事務所を選ぶときの評価資料として、マイノリティの所内での活躍状況について担当弁護士に対してストレートに質問してくるケースも珍しくないということである。

このほか、米国の各弁護士会では、法律事務所内でのマイノリティへのハラスメントについては、通報義務も含めた懲戒処分を含め厳しく対処しており、ABA自体は懲戒権者ではないものの、その仕組み作りには一役買っている。

(2) ウェルビーイング

米国では、コロナ禍以前から、弁護士等の法曹関係者は、他の職業の者と比べても、過労やストレスによる心身の病気を抱えやすいと考えられてきた。それが、コロナ禍のリモートワークにより、仕事とプライベートの境目がなくなり、特に若年の弁護士は所内のメンター的な先輩弁護士とコミュニケーションを取る機会を奪われ、この傾向が悪化したことは否めない。また、これにより、上記のマイノリティの問題とも関連し、マイノリティに属する弁護士らが更に不利な状況に追いやられる傾向もみられた。

このように、弁護士が過労によるストレスで心身の健康を害しやすい要因には、弁護士という職業の性質も関係しているように思われる。すなわち、多くの弁護士の間には（特に訴訟担当は顕著であるが）、所内外の競争圧力に屈することなく、（たとえ強制されなくても）長時間労働による成果主義を美德とするようなカルチャーが存在する。また、そうなるとクライアント側も弁護士に対する期待や要求も過剰になりがちであり、無理な短納期で弁護士に業務を依頼し、深夜・休日を問わず即時対応を求めてくる場合もある。このように、弁護士とクライアントが無理な過密労働への期待値を相互に高め合ってしまうという悪循環に陥っている。

しかしながら、職務において高い倫理性が求められる弁護士が心身の健康を保てないというのでは、社会全体にとっての大きな損失にもなりうる。

これらの状況を改善するには、まずは法律事務所のエクイティパートナーの意識改革も重要であって、まずはハラスメントを含めた非合理的働き方等、事務所内に内在する原因から取り除いていくのに加え、メンタルな問題も含め、弁護士が心身の不調を気軽に躊躇することなくホットライン等に相談できる環境を整備することが重要だという点が強調された。これらの点についても、ABAはガイドラインの策定等の取り組みを行っている。

3 日本の法曹界における意義

ABAの弁護士から提起された米国の法曹界における上記のような諸問題は、いずれも日本でも同様に発生しているため、当会を含めた日本の法曹界でも一考に値する点が多かった。

たとえば、当会では男女共同参画推進本部が設けられ、ABAの取り組みにも似た活動が行われており、弁護士会の副会長クラスや各委員会の正副委員長等の上位職に一定数の女性が就任することを促す、女性弁護士の出産時には会費免除の措置を設ける等の積極的施策もなされている。もっとも、日本では、大部分の法律事務所は弁護士数人以下で構成される

小規模事務所であるため、米国のようにガイドラインの策定やダイバーシティの対外評価という点まで意識が回らないのが現状だという指摘も日本側からなされた。

また、業務の過労やストレスによる弁護士のウェルビーイングへの影響の点については、日本の場合、法律事務所内での無言の圧力もさることながら、クライアント企業の要求が厳しすぎることに起因するケースが多い。その一方で、近年では企業側も働き方改革等により、深夜・休日の不要な業務を忌避する傾向があり、通常の勤務時間外に必要以上にメールのやり取りで弁護士を急ぎ立てることも、以前よりは少なくなったのではないかと指摘も日本側からなされた。

第2 表敬訪問

本セミナーに続き、ABAのデボラ・エニックス・ロス氏、スティーブン・M・リッチマン氏と当会会長との表敬セッションが会長室にて行われた。同表敬セッションには当会国際委員会の関係者らも参加し、同委員会の三好慶副委員長が司会を、ミヒャエル・ミュラー委員長が通訳を務めた。当会会長からはABA両氏の訪日とセミナー開催に謝意を表するとともに、その前に行われた合同セッションのテーマについても、実務的な現状を踏まえ、両者間で若干の意見交換が行われた。そして、最後に写真撮影等を行って締めくくった。



ABAのDeborah Enix-Ross会長とSteven M. Richman氏（元ABA国連代表）を囲んで

東弁創立150周年に向けて

副会長 山本 昌平 (50 期)

主な担当業務：司法改革、司法修習、法曹養成、法廷、非弁提携、広報、法教育、弁護士研修、新進会員、若手支援、活動領域、業務改革、夏期合研、中小企業センター、日弁連法務研究財団、むつみ会等



1 理事者としての1年間の任期は、10月に折り返してあと5ヶ月となった。

本稿では、松田執行部が掲げるグランドデザイン構想についての進捗状況をご説明させていただく。

まず、グランドデザイン構想とは、将来、特にあと7年後に迫った東弁創立150周年に向けて、会員にとって、市民にとって、職員にとって、魅力ある頼りがいのある弁護士会にするために、本年度に立ち上げられた構想である。

具体的には、会長の下に、グランドデザイン構築プロジェクトチームを設置し、「グランドデザインPTは、会長の諮問に基づき、弁護士業務の深耕と開発、弁護士業務基盤強化、人権活動の推進、本会の財務規律維持、広報などを含むあらゆる分野において、IT技術の効率的活用を中心とした本会の将来に向けてのグランドデザイン構想を検討し、その結果を会長に意見具申することを目的とする。」（グランドデザイン構築プロジェクトチーム設置要綱2条）ものである。

そして、その職務は、「(1)次号から第8号までを含め、あらゆる分野におけるIT技術の効率的な活用構想、(2)弁護士業務を深耕・開発する構想、(3)弁護士業務の基盤を強化する構想、(4)新しい人権の研究も含む人権活動の構想、(5)新財源も含む財務規律維持の構想、(6)海外向けも含む広報の構想、(7)その他、理事者会が決定する事項」等（同要綱3条）の各論点を検討することである。

2 以下、国際チームとITチームの活動状況について説明する。

まず、国際チームにおいては、国際委員会と連携

して大使館・在日外国商工会議所や海外の弁護士会・弁護士との協働を精力的に検討・実施している。また、関連する同好会を立ち上げたり、さらに法律研究部の立ち上げも検討しているところであり、今後の活動が大いに期待できる。

次に、ITチームの現状と今後の活動について説明する。ITチームは、まず、会員の便宜や職員の負担軽減につなげるために、関連委員会の提案を踏まえるなどして、育休や公務就任による会費減免申請について、これまでの紙ベースの申請に加え、メールベースでもできるように変更した。小さな一歩ではあるが、まず、できることから着手していこうという方針である。また、安否確認のために会員にとって身近なLINEをインターフェースとして利用し、会員だけでなく、職員にとって、簡単、かつ、スピーディーに活用できるよう、トライアルを実施した。今後、本格的な導入を検討する予定である。また、OAの大改修の時期を見据え、今後、東弁デジタル基本化計画を策定して、汎用性アプリケーションソフトを活用するなどして、6億円とも8億円ともいわれるOA刷新のための費用についての検証・大幅な見直しを含め検討していく予定である。

3 最後に

東弁創立150周年を迎える2030年には、東弁会員は1万人に達しているものと思われる。2030年の会員、特に新入会員にとって、市民にとって、職員にとって、入会したい、相談したい、働きたいと言われる弁護士会となるため、現在できることに全力で取り組んでいく所存である。皆様の御理解と御協力を頂きますと幸いです。

2030年 求められる弁護士像、
東京弁護士会～ITの活用を中心に～

市民会議出席委員一覧（6名）

※敬称略、肩書は2023年8月29日現在

磯谷 隆也（富士倉庫運輸株式会社取締役）
今井 桂子（中央大学理工学部情報工学科教授）
清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）
山本 一江（消費生活専門相談員）
渡部 尚（東村山市長）
渡辺 勉（朝日新聞社編集担当補佐）

1 概要

2023年度第1回目の市民会議が、2023年8月29日（火）17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催され、「2030年 求められる弁護士像、東京弁護士会～ITの活用を中心に～」というテーマで意見交換を行った。

2 2030年 求められる弁護士像、
東京弁護士会～ITの活用を中心に～

民事裁判手続のデジタル化の現在（現行制度、法改正の内容、実務での継続検討事項等）、及び、2030年に向けた当会の活動（紙からデジタルへ、LINEの効果的な利用の検討、メール利用の促進、広報の充実等）について説明後、委員の方々にご意見を伺った。

民事裁判手続のデジタル化については、利便性及び司法アクセスの向上という観点から肯定的な意見が多数を占めた。

司法の利便性に関する世界ランキングで日本は50位程度であり、コロナ禍で訴訟が止まってしまう事象が生じるなど、将来に向けたデジタル化は待った無しの状況である、デジタル化により多くの時間が創出されるので、その時間を市民に還元してほしい、デジタル化によって離婚訴訟等の際、裁判所で意図せず対面してしまうようなトラブルは減るのではないかと、といった指摘があった。

一方で、デジタル化に際しては、なりすましを防ぐための本人確認、性犯罪・DV等におけるプライバシー保護、個人情報の流出防止の徹底を丁寧に考える必要がある、セキュリティやサイバー攻撃等の問題が気になるので、専門家と連携してきちんとしたシステムを作してほしい、市民間格差やデジタルデバイドの問題に配慮し、スマホを持っていない人、紙でしか対応で

きない人などがアクセスできない状況にならないように、門戸を閉ざすことだけではないようにしてほしい、裁判所の利便性のためではなく、基本的人権を守るためのデジタル化であってほしい、といった懸念や希望も示された。

また、会による市民サービス向上のヒントとして、全国の地方自治体が、同じ仕事をしているにもかかわらずシステムが異なる不都合を解消するべく、7年計画で基幹系システムや住民基本台帳の全国統一化、共有化を進めている一方、各自治体独自でも、市役所に来ないとできなかった手続のオンライン化、情報伝達のオンライン化、LINEのみならずいろいろな媒体の活用を行っていること、消費者センターでは相談員が減っていく中で、質の保持のためにAIを使った相談も検討していることなどが紹介された。

現在、AIの発展にともなうトラブルが増加しており、今は検索拡張生成（RAG）を使って、素人でも簡単にニュースサイトを作ることができ、オンライン化したニュースを対価なく使われる問題が起きていることの指摘があり、デジタル化は、海外からの日本人の人権侵害を防止し、国際トラブルへ対応するという観点からも進めてほしい、とのご意見もあった。

民事訴訟のデジタル化は、裁判所の設備の問題や実務上の細かな運用の問題もまだ山積している状況であり、裁判には両当事者がいることから、利便性を向上させるためには両方が対応する必要があるという問題もあるが、委員の方々からの期待は非常に高い。裁判の公開性や裁判を受ける権利を阻害することなく、利便性を高める努力が引き続き求められていると感じた。

*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

<https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/>



第23回 自殺対策事業について

人権擁護委員会 格差問題部会 高井 健太郎 (71 期)

昨年 2022 年の統計によれば、全国の自殺者数は 2 万 1881 人であり、一昨年 2021 年と比較して、50 歳代及び 60 歳代での自殺死亡率が大きく上昇していることが特徴となっている（警察庁自殺統計原票等をもとに厚生労働省が作成したデータ）。

当会を含む東京三弁護士会では、東京都地域自殺対策強化補助事業として、日本弁護士連合会、東京精神保健福祉士協会、及び法テラス東京の後援のもと、「こころといのちの法律相談」を実施している。これは、弁護士と精神保健福祉士らの専門家がタッグを組んで、借金、家庭内暴力、過労・パワハラ、いじめ、性犯罪被害、うつ等の悩みを抱え追い詰められている方々に対して、無料で電話相談に応じるというものである。「——法律相談」と銘打っているものの、周知のとおり個々の自殺の背景には経済・生活問題、健康問題、家庭問題、職場問題など複合的な要因が連鎖している。相談員が弁護士であったとしても、法律問題として解決できることはごく一部であるという自覚のもと、「法律問題」の枠に直ちに落とし込んで回答するのではなく、まずは悩みを抱える方々の話に耳を傾けて（傾聴）、いっしょになって悩みを考える（寄り添い）という姿勢がここでは求められる。そのうえで、把握した全体の問題状況に応じて、傍らに待機する精神保健福祉士等のアドバイザーに引き継いだり、他の支援機関につなぐなどの役割が求められている。

「こころといのちの法律相談」に寄せられる悩みの全体の傾向としては、債務、相続、生活保護などの経済問題や親族間の家庭問題に関わるものが比較的多く、それらの問題について相談できる環境になく精神的にも孤立を深めているというのが相談員を担当した弁護士の感触である。相談員担当者は、悩みを抱える方々との適切なコミュニケーション、具体的

な対応方法を学ぶため、毎年専門家による事前研修（2022 年は日本医科大学精神医学教室所属の大高靖史医師が担当）も受けている。

「こころといのちの法律相談」は、昨年度において 2022 年 9 月から 2023 年 1 月にかけて計 7 回（1 回につき 2～4 時間）実施された。そのうちの 1 回に私も相談員として参加した。東京、関東圏に限らず全国からの悩み相談が寄せられており（関東圏からの発信に限り通話料無料のフリーダイヤルがある）、実際に私が受けた悩み相談の一つは近畿圏の方からのものであった。生き死にに関わる悩みを持った方々にとって、見ず知らずの第三者に悩みを打ち明けることそれ自体が重圧であるとともに、赤の他人であればこそ話を聞いてもらいたいというアンビバレントな状態におられるのだろう。最初のうちはぎこちなく恐る恐るしゃべってくださる感じであるが、聴く側のトーンをなるべく穏やかにして聞き役に徹することで、語る側のトーンもだんだん安らくなっていき、問題の全体像が見えてくることを感じた。そして、相談内容が熟してきたところで、傍らで待機していた精神保健福祉士や公認心理師のアドバイザーの方が「引き取りましょうか」とタイミングよく声をかけてくれる。介入してくれたアドバイザーの方による電話での応答から学ぶことは多く、自殺予防にかかるスキルや知識を蓄積する以上に、場数を踏むこと、日々の実践を重ねることの必要性を感じた次第である。

2022 年度「こころといのちの法律相談」集計より

借金等の債務問題 2 件／生活保護問題 7 件／相続問題 5 件／親子・夫婦間等の家族問題 18 件／パワハラ・解雇等の労働職場問題 11 件／精神不調や住居不安等の生活問題 14 件／その他 22 件

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第20回 東京弁護士会の分裂

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 長和 竜平 (72期)

- 1 明治時代の自由民権運動は、欧米の民主主義国家を念頭に置いての民権擁護と国政改革を目的とするもので、運動に参加した多くの弁護士が政府と対立する危険がありました。しかし、日清・日露戦争を経て列強と肩を並べるようになった日本政府としては、国家の体裁もあり国民の権利意識の目覚めを背景に弁護士を活動させる必要性も認識していました。
- 2 このような背景から、当時の政府は、弁護士法を制定して弁護士を各地の弁護士会に強制加入させるとともに、弁護士の懲戒権を把握して当局の監督下に置きました。この体制は、太平洋戦争終結まで続きましたが、弁護士自治を求める弁護士らは、強制加入団体である弁護士会とは別に任意加入の日本弁護士協会を設立して人権擁護活動を拡大させるなどして、政府の干渉を排除し、弁護士の結束を固めて自主的な運営に務めたのです。
- 3 ところで、東京弁護士会内では、明治26年の設立時の役員選出をめぐる派閥間抗争（選挙派と抽選派）から始まり、しばしば派閥同志の争いが生じました。
明治40年の会長選挙では、日本弁護士協会派と非協会派が激しく争い、11票差で協会派の菊池武夫が当選します。協会派は、協議所である旅館・桃李館にちなみ、「桃李倶楽部」という名称に改め一大勢力となります。
- 4 桃李倶楽部も、大正11年に長老派と少壮派に分裂しました。翌大正12年の高等試験令の改正を控え、弁護士試験の門戸が広がり多くの新入会員が増えて少壮派に所属したことがその背景にあるようです。それまで会長人事を握っていた長老派は、少壮派の乾政彦の会長就任を受けて桃李倶楽部を脱退し、「東京弁護士協会」の設立を宣言しました。
- 5 そして、少壮派は、日本弁護士協会理事選任でも長老派を阻み、少壮派新人が多く理事に就任しました。これに怒った長老派は、東京弁護士会を分裂させるべく、弁護士法改正案（いわゆる弁護士会分離法）を衆議院に提出させます。日本弁護士協会や大阪弁護士会、東京弁護士会は法改正に反対しましたが、大正12年3月15日に法案は成立しました。司法大臣が「東京の弁護士会が二つになっても支障なし」と判断したとも言われています。
- 6 弁護士法改正を受け、大正12年5月8日に設立が認可されたことにより、原嘉道ら385人が東京弁護士会を脱会して第一東京弁護士会を設立しました。
さらに、大正15年3月29日、東京弁護士会内の桃李倶楽部と第一東京弁護士会の一部の会派が連合して第二東京弁護士会が設立されます。この設立に大きな役割を果たした仁井田益太郎は、「二つの弁護士会が対立することは弁護士界にとって不幸なことであり、第三の弁護士会を作って鼎立の形として、両者の対立を除き、統一を期す」と述べていますが、三会統合という積極的目的をもって分離したとの主張については、懐疑的評価が多数だったようです。
- 7 このような流れで東京弁護士会が分裂し3つの弁護士会が併存することになりました。しかし、同時に、東京弁護士会を中心とする日本弁護士協会も分裂し、第一東京弁護士会を中心とする帝国弁護士会が新設され、在野法曹勢力も二分されてしまいました。そして、司法省による弁護士会の三分割統治を許すことになった結果、弁護士会全体の活動力低下をももたらしたのです。

経験者に聞く弁護士任官

～ 弁護士任官制度20周年を迎えて～

第4回

裁判官という仕事の面白み、自由と責任

横浜地方裁判所第8民事部 判事 清野 英之 (51 期)

1 はじめに

私は、2012年4月に福岡高等裁判所に任官しました。以後、東京地方裁判所、福島地方裁判所会津若松支部、東京高等裁判所に順次異動となり、2022年4月に再任されました。現在、横浜地方裁判所第8民事部に配属され、任官後12年目を迎えています。

以下、任官後に私が感じた、裁判官という仕事の面白み、自由と責任について、思いつくところを述べたいと思います。

2 裁判官という仕事の面白み

(1) 手続の主宰者としての側面

裁判官というと、漠然と、野球・サッカーの審判やプロレスのレフェリーをイメージする方もおられるかもしれません。しかし、裁判官の仕事の内容は、スポーツにおける審判やレフェリーとは大分違うと思います。

一見すると、弁護士は法律の専門家なのだから、弁護士の主張立証に任せておけば自然に訴訟手続が進んでいき、裁判官は、最後の判断だけすればよいのではないと思われるかもしれませんが、そのようにうまくいく事案ばかりではありません。弁護士は、事案の内容には関心がありますが、訴訟の手続についてはあまり関心がない場合があります（これは、裁判官が手続の主宰者であるのに対し、弁護士はそうではないから、立場上やむを得ないことです）。また、事案の内容についても、弁護士は、議論が白熱した結果、事案の全体像を見失い、些末な論点に入り込んで時間を浪費してしまうことがままありま

すが、傍目八目という言葉のとおり、裁判官からは事案の全体像が良く見えて、何が重要で何がそうではないかがよくわかるということもあります。

訴訟進行を迷走させないためにも、裁判官には、大局観に基づき、訴訟進行に積極的に関与することが求められると思います。私のイメージでは、裁判官は、訴訟において、映画や舞台作品の監督兼演出家兼脚本家に近いです。当事者は出演者であり、弁護士は、作品の原案・原作者といったところでしょうか。ただし、弁護士が語る原案・原作をそのまま作品の脚本に採用することができない場合もあるので、適宜、裁判官が法的構成についての誤りや不足、事実又は証拠の不足を指摘して、脚本を仕上げていくことになります。そして、その脚本に基づき、訴訟をあたかも映画や舞台作品の制作のように進行させて、最終的に一つの作品に仕上げるという点においては、裁判官は映画や舞台作品における監督的役割を有するといえます。また、作品を第三者にいかに関わりやすく、かつ見栄えよく見せるかという面においては、演出家的役割を有すると思います。

このように考えると、裁判官にとって、訴訟における判決や和解は最終的に仕上がった作品ということができますが、そこに至る過程や最終的な紛争解決の良し悪しにおいて、裁判官の個性や技能の差が表れます。そこが、裁判官の腕の見せ所であり、仕事のやりがいということができます。

(2) 推理小説の読者的な側面

裁判官には、当事者又は弁護士から、ある事件について謎が提示され、その事件の真相を解いていく

という推理小説の読者的な側面があると思います。一方の当事者から、ある事件の謎について、これが真相ですよと、一つの解決（ストーリー）が提示されますが、反対の当事者からは、同じ事件について、別の解決やものの見方（アナザーストーリー）が提示されることとなります。ただし、民事事件においては、刑事事件と異なり、手掛かりとなる事実や証拠が乏しいため、事件の真相を読み解くのも容易ではありません。裁判官は、事件の現場にいたわけではないし、神ならぬ身ですから、提出された乏しい手掛かりの中から、悩みぬいた末、事件の真相を読み解くというのは、難しい作業であると同時に、裁判官の仕事の面白みであるといえます。

(3) 判断者としての側面

先に、裁判官には推理小説の読者的な側面があると述べましたが、単なる読者にとどまらず、最終的に、判決（又は和解の前提となる心証）において、当事者の語る複数の解決のうち、いずれが真相であるのかを自らが決める判断者としての側面があります。ミステリでいうと、読者が犯人を決めてしまうということです。ただし、裁判官が読者的な側面とともに、自ら真相を決めるという側面を有する反面、裁判官がした判断というのは、これまた全体として一つのストーリーですから、第三者からの批判にさらされることとなり、このような第三者の批判に耐え得るものでなければなりません。すなわち、裁判官がした判断には、結論としての妥当性があることはもちろん、そこに至る論理の過程が整合的であり、かつ、法的に正確であることが求められます。この点、悩ましく、難しい作業ですが、やりがいといえるでしょう。

3 裁判官という仕事の自由と責任

(1) 裁判官は、仕事の進め方や時間の使い方について、ある程度裁量があります。どの事件をどのくらいの期間をかけて処理するか決められますし、勤務時間の使い方も自由です。事件記録を自宅に持ち帰って起案する方もいれば、朝早く登庁するとか、残業するとか、土日に登庁して仕事をするとか、各裁判官の裁量に委ねられています。このように、実質的な作業時間が長いことはマイナスに感じられるかもしれませんが、誰からも強制されたものではないので、精神的な負担はそれほど多くありません。

(2) 裁判官の仕事は、その進め方において自由度が高い上、その判断内容においても、他者の干渉を受けることはありません。単独事件については、その審級においては当該裁判官が手続の進行から判断内容についてまで全責任を負い、所属している部の部総括裁判官はもちろん、配属庁の長も口出しすることはできません。国や地方公共団体において、このように上司の関与がなく一人で判断をするという仕事は、裁判所以外にはないのではないかと思います。このような究極の自由と引換えに、裁判官の判断には重い責任がついて回ることになりますし、常に研鑽を怠らないよう努力することが求められます。

4 おわりに

裁判官という仕事について思いつくまま述べたため、その魅力をうまく伝えることができたか心配ですが、一人でも多くの方に裁判官という職業の魅力を知っていただき、任官希望者が増えればよいと思っています。

消費者問題の最前線

第9回 「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」について

消費者問題特別委員会副委員長 山本 瑞貴 (69 期)

1 立法の背景と基本的な考え方

インターネットを通じたショッピングには、①販売業者等*1がサイトを運営し、直接消費者に販売を行うもの、②販売業者等以外の事業者が提供する消費者取引の「場」に様々な販売業者等が出品を行い、消費者に販売を行うものの、大きく2種類がある。オンラインモールなどのインターネット上の消費者取引の「場」は取引デジタルプラットフォーム（以下「取引DPF」という）、当該「場」を提供する事業者は取引DPF提供者と呼ばれる。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「新しい生活様式」として人との接触を減らすことが推奨されたこと等を背景に、インターネットを通じた消費行動は人々の日常生活に浸透していった。

利用者数等が増加している反面、取引DPFには、「特定商取引に関する法律」の表示規制を遵守しない悪質な事業者であっても参入が容易であり、消費者が販売業者等に苦情、債務不履行責任の追及等を行おうにも、販売業者等に連絡できない、販売業者等を特定できない等の消費者被害を生み出しやすい特性がある。

取引DPF提供者と消費者は、取引DPF利用契約で結びついているにすぎず、個々の売買契約等は販売業者等と消費者との間のものであり、取引DPF提供者は、原則、販売業者等の債務不履行等について民事責任を負わない。

しかしながら、取引DPF提供者は、販売業者等と消費者を集めることで取引の「場」としての信用等を

高め、さらに利用者を増やすという循環を構築することで利益を上げていることから、取引の「場」の提供者として、通信販売環境の適正化及び紛争解決を促進するという責務があると考えられている。

今回紹介する「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」（以下「法」という）とは、取引DPF提供者の上記責務等を踏まえ、消費者の取引DPF提供者に対する販売業者等情報の開示請求権等を規定するものである。以下では、我々に身近となる情報開示請求権を中心に、概要を説明する。

2 販売業者等情報開示請求権の制度概要

取引DPFを利用する消費者は、当該取引DPFを利用して行われる通信販売*2に係る販売業者等との間の売買契約に係る自己の債権を行使するために、当該販売業者等の氏名又は名称、住所その他当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるもの（販売業者等情報）の開示を請求できることとされている（法5条1項）。ただし、消費者が、当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で当該請求を行う場合はこの限りではない（法5条1項ただし書）。

当該債権には、債務不履行に基づく損害賠償請求権*3だけでなく不法行為に基づく損害賠償請求権*4も含まれ、当該損害には、逸失利益や慰謝料も含まれる。ただし、損害の額として、1万円を超えるものでなければならない（法施行規則4条）。

*1：販売業者及び役務を提供する事業者を意味する。

*2：取引DPF上で通信販売の申込みが行われる必要がある。つまり、取引DPFからリンクを辿って販売業者等が運営するサイトに行き、当該サイト上で申込みを行う場合、法の適用範囲外となる。

*3：不良品事例が典型と考えられる。

*4：製品事故事例が典型と考えられる。

販売業者等情報には、氏名等に加え、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、法人その他団体については法人番号も含まれる（法施行規則5条）。

次に、手続面として、販売業者等情報の開示を請求する消費者は、取引DPF提供者に対して、①当該請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由、②当該請求の対象となる販売業者等情報の項目、③開示を受けた販売業者等情報を前項ただし書に規定する不正の目的のために利用しないことを誓約する旨を記載した書面又は電磁的記録を提出しなければならない（法5条2項）。

確認の必要性に関する①は、例えば、販売業者等の表示する電話番号に連絡しても繋がらないといった、販売業者等とのやり取り等を記載する*5。②については、法5条1項及び法施行規則5条のいずれかを記載する。③については、消極的事実であり、不正な目的のないことの具体的な事実の記載は不要である。

法の定める内容は上記の通りであるが、販売業者等情報開示請求については、消費者庁が書式を公表しており、当該書式を参考にすることとなる*6。また、上記の通り、電磁的記録での請求も許容されていることから、オンラインで完結する販売業者等情報開示請求制度の整備が進むと見込まれる。

なお、消費者からの請求後、取引DPF提供者は、連絡不能の場合を除き、販売業者等情報開示請求を受けた販売業者等の意見を聴かなければならない（法5条3項）。

3 取引DPF提供者の努力義務と官民協議会

法において、ICT技術発展に伴う取引DPF提供者による柔軟な対応の可能性、適正な市場環境構築、販売業者等情報開示への対応に代表される紛争解決への取り組み等をモニタリング等するため、取引DPF提供者に、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるための措置を講ずること等の3つの努力義務を定め（法3条）、取引DPFの対応状況や国、消費者団体等の報告、意見交換を行う官民協議会の設置を義務付けている（法6条）。約6カ月に1回開催されている官民協議会の資料は公開されているので、法の施行状況等を把握する際、適宜参照されたい*7。

4 おわりに

法は、取引DPF上でのBtoC取引に関するものである。言うまでもなく、取引DPF上では、BtoC取引のみではなく、CtoC取引も行われている。法の施行*8から約1年5カ月が経過しているところ*9、法附則3条において、施行から3年を目途に法の検討を行うこととされており、法に対する衆参附帯決議において、CtoC取引の「場」としての取引DPF提供者の役割等についての検討も求められている。取引DPF上での消費者保護のために、取引DPF提供者の努力義務で足りるのか、取引DPF提供者の民事責任という強い規制が必要なのか等、法の施行状況についての確認、法の再検討の動向を、今後とも注視していく必要がある。

* 5：繋がりはするがコール音が鳴るだけといった、一応繋がる可能性がある場合、時間を変えても同様である等の、現実に繋がる可能性がない事情を示すことになると考えられる。

* 6：取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律；消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/digital_platform/

* 7：取引デジタルプラットフォーム官民協議会；消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/review_meeting_003/

* 8：法の施行日は、2022年5月1日。

* 9：本稿執筆時（2023年10月）

カーボン・クレジット 大づかみ

第2回 日本におけるCO2排出量削減のための制度

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 山崎 ふみ (62 期)

1 はじめに

世界各国で、2050年カーボンニュートラルを目指す動きが加速し、120以上の国家、グローバル企業などが続々とカーボンニュートラルを表明するなど、脱炭素社会に向けた取組みを開始しており、気候変動対策とより親和性のある企業のビジネス戦略や国家による脱炭素戦略が、国際競争力の新たな指標となりつつある。

日本では、政府による2050年カーボンニュートラル達成の宣言に影響を受け、2022年11月17日時点で472社が2050年までのカーボンニュートラルを宣言している*1*2。その一方で、温室効果ガス（GHG）、とりわけCO2排出量の具体的な削減戦略や数値的な根拠を持っていないまま世の中の脱炭素政策の流れや投資家による評価を意識して、他社に追随してカーボンニュートラル宣言をしている企業も少なくないとの指摘もある。

企業がカーボンニュートラルを達成するための具体的な手法としては、原材料・エネルギー・燃料の置換や製造方法の変更等方法が考えられるが、GHG排出量の実質的な削減は日本の産業構造や技術革新による限界もあるため、2050年までのカーボンニュートラルを実現させるためにはカーボン・クレジット取引が不可欠な方法となる。

本稿では、カーボン・クレジット取引のうち日本において浸透しつつある「J-クレジット制度」に加えて「東京都によるキャップ&トレード制度」を紹介し、企業のカーボン・クレジット取引を促進させる「GXリーグ」を紹介する。

2 J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、環境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン&クレジット方式*3を

いい、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として認証する制度である。

温室効果ガス削減や吸収に取り組む企業は、その削減量や吸収量を「J-クレジット」として国に認証してもらい、企業や国、個人へ販売することによって得た利益で、さらに再生可能エネルギー設備を増設したり、環境保全活動を進めたりすることが可能となる。

他方で、温室効果ガス削減目標を設定した企業が、自社の環境活動のみで目標を達成できない場合、J-クレジットを購入し、これを自社の排出量とオフセットすることで、自社の排出量を削減することが可能となる。さらに、クレジットを購入した企業は、クレジットを無効化する手続きを経たうえで、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に係る報告に活用することも可能となる。

3 キャップ&トレード制度

J-クレジット制度のような国によるメカニズムとは別に、東京都と埼玉県では、それぞれ独自にキャップ&トレード方式を導入している。キャップ&トレード方式とは、温室効果ガスの排出量取引制度の一つで、企業に排出枠（限度=キャップ）を設け、その排出枠（余剰排出量や不足排出量）を取引（トレード）する仕組みをいう。排出削減に努めた企業は余剰排出枠を売却することによりメリットを享受できるシステムとなっている。キャップ&トレード方式では、企業に何らかの排出規制や排出枠（キャップ）が設けられており、排出枠を基準に算定した余剰分排出量や不足排出量が取引の対象となるが、ベースライン&クレジット方式によるカーボン・オフセットは、排出規制や排出枠を前提とせず、自主的な排出削減活動に基づく点で違いがある。

*1：経済産業省「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会中間整理」（令和3年8月）3頁

*2：但し、日本経済新聞によれば、その79.2%が目標設定を「2050年以降」としており、宣言の基となる排出量の算出範囲について、自社とその直接取引先に限る「スコープ1+2」が最多の58.9%を占めているとの数字が示されている。「CO2ゼロ宣言、企業の半数超 環境意識が浸透」（2022年11月17日電子版）

*3：排出量を削減する事業が実施された場合、その事業が実施されなかった場合（ベースライン）と比較して、削減された分（クレジット）を取引できる方式をいう。

対象事業所	・年間のエネルギー使用量(原油換算)が1,500kL以上の事業所(オフィスビル、商業施設、官公庁、宿泊、病院、工場等の約1,200事業所)
対象となるGHG	・総量削減義務の対象ガス(特定温室効果ガス):燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO ₂ (住居の用に供する部分で使用されたものを除く) ・排出量報告の対象ガス(その他ガス):7ガス全て(非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、PFC、HFC、SF ₆ 、NF ₃)(その他ガス削減量は、当該事業所の削減義務には利用可能であるが取引はできない。)
削減計画期間・削減義務率	・第一計画期間(2010年度～2014年度)基準排出量比 8%又は6% ・第二計画期間(2015年度～2019年度)基準排出量比 17%又は15% ・第三計画期間(2020年度～2024年度)基準排出量比 27%又は25%
義務履行手段	・自らの削減(省エネ対策、再エネ等の導入、低炭素な電気・熱の利用) ・排出量取引(自らの削減対策に加え、総量削減義務制度を補完する仕組み ・前計画期間からのバンキング(例えば、第二計画期間の超過削減量やクレジットを、第三計画期間の削減義務に利用することが可能)
トップレベル事業所認定制度	・特に削減への取組が優れている対象事業所については、申請に基づき、都が「トップレベル事業所」として認定し、削減義務率を軽減する制度 ・総認定事業所数は115事業所(2010年～2022年度)*4
不遵守時の措置	・削減義務未達成の場合「義務不足量×1.3倍」の削減命令 ・命令違反の場合には罰金、違反事実の公表等の罰則

東京都キャップ&トレード制度

東京都については、全事業所の1%に満たない数の大規模事業所が、都内の産業・業務部門のCO₂排出量の約40%を占めている。そこで、東京都独自には、都内大規模事業所(例えば2009年度時点で前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所)に対し、CO₂排出量の総量削減を義務付けるとともに、排出量取引によって他の事業所の削減量等を取得し、義務履行を可能とする仕組みが導入されており、また、オフィスビル等をも対象とする点で世界初の都市型キャップ&トレード制度となっている。

制度の成果

東京都環境局では2022年3月3日に、全ての対象事業所が第二計画期間の総量削減義務を達成したことを公表している。また、本制度開始以降、対象事業所ではグローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加し、また、再エネ利用を進める企業の増加や、再エネ電気の調達手法の多様化、建物の環境性能や再エネ供給・利用状況等を重視するテナント、投資家、取引先等の増加といった傾向が報告されている*5。

4 GXリーグ

GXリーグは、GX*6に積極的に取り組む企業が、同じくGXの取組みを行っている官公庁・大学とともに、経済社会システムの変革や新たな市場をつくるための

実践を行う場として設立され、2023年1月末時点で、トヨタ自動車やNTTをはじめとした679社の賛同企業が参画している。GXリーグには参画義務や温室効果ガス削減義務はない。あくまで企業等が自主的に掲げた目標値を達成するための自主的な排出量取引の仕組みが期待されており、GXリーグが提供するカーボン・クレジット市場ではJ-クレジットもその取引対象となっている。また、2023年10月11日に東京証券取引所が開設したカーボン・クレジット市場においても、J-クレジットによる排出量取引が予定されている。

5 弁護士としてできること

欧州ではすでにCO₂排出規制に関連する規制や規制案があり、さらに、EU排出量取引制度*7の見直しや炭素国境調整メカニズム*8、大型車のCO₂排出基準に関する規則の改正等、CO₂削減に向けた法規制を進めている。日本では、J-クレジット制度やGXリーグにみられるように、企業の自主的なCO₂削減活動に期待する政策が主流となっており、法規制のレベルには至っていない。そのため、企業が弁護士に法規制対応を依頼するといった市場は形成されづらいというのが日本の現状であるが、2050年カーボンニュートラル達成のためには日本政府が法規制へとギアを上げていく可能性もあるため、我々も今から日本及び世界の気候変動政策の動向を注視し、いつでも企業や行政機関へのアドバイスが提供できるよう準備をしておくことが求められる。

*4：東京都 第6回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会「キャップ&トレード制度と地球温暖化対策報告書制度について」(令和5年4月28日)7頁

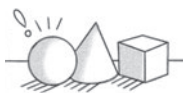
*5：前掲11頁

*6：GX(グリーントランスフォーメーション)とは、環境を表す「グリーン」と、変革を表す「トランスフォーメーション」を組み合わせた造語であり、GHGを発生させる化石燃料から太陽光発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組みを指す。

*7：EU排出量取引制度(EU-ETS)とは、欧州経済領域内の火力発電や熱源施設、鉄鋼、セメント、石油精製、製紙、化学品など炭素集約型産業の施設等を対象に、毎年のGHG排出量に上限(キャップ)を設定し、対象施設からGHGを排出する権利である排出枠の取引を可能とする制度をいう。

*8：炭素国境調整メカニズム(CBAM)とは、企業の製造拠点を、環境・気候関連の規制が緩やかなEU域外へ移転したり、EU製品をEU域外からの輸入品に置き換えたりすることでカーボン・リーケージのリスクが高まっているとの分析に基づき、EUの気候目標がカーボン・リーケージによって骨抜きにされることを防止するため、特定の輸入品にEU-ETSと同等の炭素価格を課すものである。

役立つ！ 会務活動



vol.11

経営でも役立つ！ 若手会員総合支援センター 開業・就業支援部会のご紹介

会員 角 学 (69期)

1 開業・就業支援部会(以下「開業部会」)とは

私の所属する若手会員総合支援センターの開業部会は、弁護士の開業のためのノウハウを研究し、会員向けに発表する等の活動を行う部会である。

私は弁護士登録と同時に開業部会に参加し、早7年目となるが、非常に楽しく活動できている。本稿では、私が所属する開業部会について大きく2点の特徴を踏まえてPRしたい。

2 自分の経営に役立つ

私は、現在、葛飾区は金町にて、弁護士3名、事務員4名の弁護士法人を経営している。

事務所経営は、①どこで開業するか、②売上をどう伸ばすか、③経費をどう掛けて削るか、④弁護士や事務職員の採用における待遇（初任給、昇給、賞与など）はどのように考えるべきかなど、弁護士としての本業以外に考えなければならない点が多岐に亘る。

開業部会では、セミナーを企画・開催するなかで、第一線で活躍する先輩経営弁護士から①～④などのリアルな話を伺い、自分の経営にも役立てることができる。

セミナー前の内部打ち合わせでは、実にリアリティのある（より自身の経営に役立てることができる）お話を伺える。

3 若手の意見が実現する

開業部会は、若手の意見を非常に尊重する雰囲気がある。

漠とした提案でも部会全体で真剣に議論・検討していただき、時として提案がセミナー等となる。

提案が実現することで、能動的に部会に参加することに繋がり、何より楽しく委員会活動が続けられる。

私は、経営の話部会の活動として堂々とできる、

このような一風変わった部会だからこそ、ここまで楽しく続けられたと思う。

少しでも当部会に興味を抱かれた会員がいれば、ぜひ見学からでもお越しいただきたい。



東京で独立開業する。
～独立開業マニュアル東弁版～ 第3版

東京弁護士会 若手会員総合支援センター

2022年3月

https://www.toben.or.jp/members/iinkai/wakateshien/pdf/dokuritsukaigyomanual_toben.pdf



こちらから読んでね

紅葉狩り



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

52期(1998/平成10年)

最後の2年修習

私は2年修習の最後の年で、比較的余裕のある修習であったように思う。1998年4月に入所してから既に25年も経過しているのだからあまり覚えていないが、勉強以外で印象に残っていることを書いてみたい。

私は、自宅から司法研修所まで2時間近くかかったが、前期は自宅から和光まで通った。修習の初日、クラス連絡委員を決めるとき、最初は誰も手を挙げなかったの、遠くから通うので躊躇があったが、思い切って手を挙げた。その仕事をする中で、教官や他のクラスの連絡委員とも親しくなることができ、いい財産ができたように思う。最近でも何年か前のことになるが、地方の裁判所の担当裁判官が弁護士任官の方で、他のクラス連絡委員だった知り合いの会派の出身だと分かったので、その裁判官の人となりを聞いたりしている。また、前期修習のとき、懇親会の席で民弁教官の隣に座ったら、依頼者との距離の取り方など、いろいろと話していただいたこともよく覚えている。

私は横浜修習だった。弁護修習のとき、修習担当の方の事務所を訪問して記録を見せていただいたことがあり、「これは絶対勝たなければならない事件だ」と聞いていた事件が、その後の裁判修習のときの指導裁判官の担当であり、心証を聞いたところ、「難しい」と言われ、弁護士の考え方を裁判官に伝えることの難しさを痛感した。また、年末の御用納めの日、配属された部の懇親会があり、温かく接していただいた部総括の方が鞆をご自分の席の足下に置き、懇親会の間、ひとときたりとも席から離れることのないのを見て、多分、記録が入っていたのだろう、記録の扱い方という基本を教えられた（当時は記録の持ち帰りが今ほど厳しく

会員 古椎 庸文 (52期)



なかったのかも知れない)。また、裁判修習のときの懇親会で書記官の方から、「弁護士は手続きを知らない。よく勉強してほしい」と言われ、書記官の方からは厳しい目で見られているのだということがよく分かった。

検察修習では司法解剖に立ち会ったが、後で、司法解剖というつらい仕事を担当してくださる方が事実上その方だけだと聞いて、その献身ぶりに感動した。また、パトカーに同乗させていただいていたとき、警察無線で強盗事件が発生したとの連絡が入り、急遽、そのまま現場に急行することになり（もちろん、途中で降りた）、車内の緊張感が激変したことは鮮烈な印象であり、警察官の方の任務の厳しさを実感した。

弁護修習では、非常に温かく迎えていただき、感謝の言葉もない。横浜弁護士会（当時）小田原支部の懇親会に出席されていた方の事務所に就職した同じ横浜修習の友人がいるが、小田原で破産を申し立てたところ、書記官から「管財人になってくれる弁護士を知らないか」と聞かれ、その友人を推薦したら管財人に選任された。今とは事情が相当違うと思うが、修習時代の人間関係がいかに自分の財産となるかは、修習生の方にはお伝えしておきたいと思う。

残念なのは、激務のためだろう、亡くなった友人が何人かいることである。横浜修習のときに何度か二人で飲みに行き、遅くなって、誘われて彼の自宅（実家）に泊めてもらったことがある友人が、独立後、朝、事務所で亡くなっていたのが発見されている。今でも、彼の実家の近くを通ると彼の笑顔を思い出す。彼らの冥福を心より祈りつつこの稿を終わりにすることにしたい。

75 75 期リレーエッセイ

弁護士生活 1 年目を振り返って

会員 森田 啓正



1 はじめに

私は、75期の一斉登録日である2022年12月8日に弁護士登録をし、2023年1月から実際に弁護士生活が始まることとなった。今回のリレーエッセイの原稿を執筆している8月時点でこれまでの弁護士生活を振り返ると、司法修習修了からあっという間だったという感想が一番に思い浮かぶ。以下で、その弁護士生活やその感想等について述べたい。

2 日々の業務について

私が入所した事務所は取扱業務を特に限定しておらず、私自身も様々な相談・事件に対応する機会があった。それらを通して強く感じたことは、弁護士業務の奥深さに尽きると思う。

一般民事から企業法務等の分野が様々であり、必要となる細かい知識も多いこと、また、具体的な事情によって依頼者対応や相手方等との折衝の進め方も大きく異なることから、私自身のこれまでの司法試験や司法修習で得た知識・経験だけで対応できることは全くなかった。さらに、その相談・事件どれもが、依頼者にとっては今後の生活に影響を及ぼし得る重大な悩みでもあった。そこで、私は、求められる内容は難しく、プレッシャーもかかる弁護士業務をこれからも続けていくことができるのかと、約8カ月の短い期間の中でも何回も不安に思った。それでもなお、弁護士生活を続けることができているのは、先輩弁護士の助けや励まし、そして依頼者からの有難いお言葉のおかげであると思う。

そのため、これまで弁護士業務で培った経験等を周囲に還元できるよう、これまでの延長と想わ

ずに、新たに一つずつできることを積み重ねていきたい。

3 当会主催のクラス別新人研修について

話題を少し変えて、当会主催のクラス別新人研修についても述べたい。これは、その名前のとおり、担任・副担任となる上の期の先輩弁護士2人と75期の弁護士20人弱を1クラスとして、担任・副担任の先輩弁護士に月に約1回ゼミ形式の研修をしていただくというものである。私が所属するクラスでは、研修後の懇親会の開催も恒例となっており、交流が非常に図られる場でもある。

私にとっては、このクラス別新人研修の存在も貴重であった。各事件の相談だけでなく、1年目の弁護士の大変さ等もお互いに話すことができ、新しい発見もあれば自分1人ではないとの安心も感じることができた。クラス別新人研修自体が終了したとしても、クラス別新人研修でできたご縁は大切にしたい。

4 終わりに

今回の75期リレーエッセイの執筆を通じてこれまでの弁護士生活を振り返り、あっという間だったという感想を思い浮かべたのは、それほどに充実していたからであるように思える。そうだとすれば、今はまだ、自分自身で成長を実感できる機会は多くないとしても、相談・事件を通じて培った経験が自分の成長に繋がると信じて、今後も研鑽に努めていきたい。また、弁護士業務自体のみならず、新しい趣味なども開拓する等の心身の健康も考えながら、長く弁護士生活を続けていきたい。

『ソウルフル・ワールド』

2020 年／アメリカ／ピート・ドクター監督作品

大人にこそ響くアニメ

会員 嘉数 英恵 (74 期)

疲れたときほどディズニーとピクサーで癒されている。予測容易な展開に、ハッピーで収まりのいい結末。そんな予定調和的な舞台で主人公が成長するさまを、キャッチーな音楽に包まれながら見届けられる。それがただただ心地良い。

しかし、本作はちょっと違っていった。冒頭から見せられる雇用格差に、現代社会の余裕のない空感、夢を追う者と周囲の対立や心が壊れた人間の姿など、至る所に散りばめられたリアルな描写と問題提起は、胸をチクチクと突いてきた。

物語は現代のニューヨークから始まる。主人公のジョーはジャズピアニストとして成功することを夢見ているが、生活のために中学の音楽教師となり、退屈な日々を過ごしている。

ある日、ジョーのもとに、有名なジャズ奏者との共演の話が舞い込んでくる。夢が叶ったと大喜びし浮かれるジョーだが、うっかり事故に遭ってしまい、意識不明の状態になる。

肉体から離れソウル（魂）の姿となったジョー。気づくとソウルの姿で死の入り口に立っていた。やっと掴んだチャンスを前にまだ死ねないともがくジョーは、追いかけてくる死の入り口からなんとか逃げ切り、たまたまユーセミナー（You Seminar）と名付けられた場所に来てしまう。

そこは人が生まれる前の世界。これから生を受けようとしている幼いソウルたちが過ごす場所だ。幼いソウルたちはここで個性を備え、自分だけのきらめきを見つけたとき、地上で人として誕生するという。

この世界でジョーは異端児のソウル「22 番」と

出会う。この出会いをきっかけに、ジョーは元の体に戻るチャンスを得られるが、誤って自分の体ではない別のものにソウルを入れてしまう。元の体に戻り長年の夢だったコンサートへの出演を果たしたいと奮闘するジョーと、思いがけずジョーに付き合う羽目になった 22 番。奔走するなかで、ふたりは次第にきらめきとは何かを知っていく。

拙い紹介のせいで、「どうせよくある『幸せはあなたのすぐそばにある』とか『ありのままがいい』系でしょ」と思われるかもしれないが、本作はありきたりなところには行き着かない。ジョーと 22 番が見つけたきらめきの正体は、これまでのディズニーやピクサーでは描かれていなかったように思うし、同じ答えを得ながらも対照的な選択をするジョーと 22 番の姿は、この映画が発するメッセージの奥深さを感じさせる。それでいて、いつもの癒しも忘れずに提供してくれる。計り知れないほどの力を持っている作品だ。

本作は新型コロナウイルスの流行により、映画館で上映されることがなかった不遇の作品でもあるが、多くの人の目に触れずに埋もれていくのはあまりにももったいない。

ジョーと 22 番のそれぞれのストーリーは臆病な者には喝を入れ、疲弊した人には憩いを与えるだろう。何者でもないことの尊さに気づかせてくれるし、心を守るヒントも教えてくれる。子供っぽいやとアニメを遠ざけている人でも、練られた世界観と脇を固める高尚なキャラクターたちには知的な好奇心が刺激されるはずだ。あなたの心にも残る映画だと思う。



君たちはどう生きるか、、、 答えはまだまだ見つからない

会員 早川 賢人 (74 期)

今年の夏、全く何の宣伝広告もされないまま、宮崎駿監督の最新作品「君たちはどう生きるか」が公開された。引退を宣言した巨匠が復帰してまで描きたいものとは何なのか非常に気になり、また、生まれた時からスタジオジブリ作品のVHSビデオを擦り切れるほど見て育ってきた私としては、映画館でスタジオジブリ作品が見られること自体が嬉しく、公開された週の週末には映画館に足を運んでいた。

映画の内容についての紹介は差し控えるが、私はこの作品を理解したいと思った。そのためには吉野源三郎の同名の小説に何か手がかりがあるのではないかと思い立ち、さっそく本屋でこの小説を購入した。この小説を読み始めるとすぐに小学生の時に読んだエーリヒ・ケストナーの児童小説を思い出した（ケストナーの作品はあまりに強烈に印象に残っていて、大学に入学した際に彼の作品を原文で読んでみたい一心で他の言語を一顧だにせずドイツ語を第二外国語に選択したほどだった。ちなみに、最高の教授に恵まれたのでこの選択は非常に良い選択だった）。本の構成と物語の設定、そして読者に対するメッセージが所々とても似ているのである（特に「飛ぶ教室」と「点子ちゃんとアントン」）。そして兩人とも当時の全体主義の政治体制の中で弾圧され、戦後に再評価された児童小説作家である点も共通する。ケストナーは1920年代後半から活躍したドイツの人気児童小説作家だから、訳本が出回っていなかったとしても、吉野が1930年代の出版業界で仕事をしていれば、ケストナーの作品を知っていて影響を受けていたとしても不思議はない。

間接的な形ではあるが、大好きな作家の作品が大好きなスタジオジブリに題材として取り上げられているようでとても嬉しかった。先述の小説はいずれも大人

にこそ読んでほしい素晴らしい内容なので是非ご一読いただきたくご紹介する。

話が脱線したが、結論として、小説を読んでも映画の内容の理解にはほとんど役に立たなかった。

ただ、ちょうど弁護士としての1年目が怒涛のように終わっ

たタイミングであり、これからどのような弁護士として成長していくのか、何を自分の価値としていくのかを考える良い機会になったと思う。考えるとはいっても、明確な答えはまだまだ見つからない。子供の頃は弁護士になるような人は、確固たる人生の目的に向かって突き進んでいるのだろうと思っていたが、今実際自分がなってみると、目の前にある仕事で手一杯でどう生きるかなんてものは見えなくなってしまっているように感じる。

「賢い者のように歩き、今の時を生かして用いなさい。（エペソ人への手紙5：15、16）」これは私の名前の由来となった聖書の一節だ。クリスチャンの家庭に生まれた私は、この聖書の言葉に、たびたび背中を押されながら（しばしば押し潰されそうになりながら）、生きてきた。

これから続く弁護士としての人生が具体的にどんなものになるかは全く想像もできない。しかし、いつか振り返って見た時に、「私はこう生きた」という答えが見つけれれば良いなぁと期待している。



左：吉野源三郎著「君たちはどう生きるか」（マガジンハウス）
右：エーリヒ・ケストナー著、池田香代子訳「飛ぶ教室」（岩波書店）